

R8年度 企業支援施策説明会

島根県 商工労働部
中小企業課 経営力強化支援室

I. 事業承継総合支援事業

■目的

経営者の高齢化や後継者不在による休廃業が生じないように、円滑な事業承継を進めるため、案件の掘り起こしから、後継者の確保、事業承継計画の策定、経営の改善、フォローまで関係機関と一体となり総合的な支援に取り組めます。

II. 島根県事業承継支援補助金

■概要

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継を契機とした後継者等による新しい取組に必要な経費や、第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資に必要な経費の一部を補助します。

1. 事業承継総合支援事業

■事業概要

(1) 事業承継支援体制整備事業

事業承継を専任で支援する「事業承継推進員」を配置し、商工団体等と連携し、様々な相談に対応します。

- ・事業承継推進員の配置 10名（チラシ①のとおり）

(2) 戦略的事業承継促進事業

地域産業及び企業の業況やニーズを的確に把握し、組合等と連携した業界単位の取組をします。

- ・業界別のビジョン策定や課題解決に向けた支援など

(3) 事業継続力強化アドバイザー派遣事業（事業承継枠）

事業承継等により事業の継続を図る企業に専門的知見を有するアドバイザーを派遣します。

- ・派遣対象者：中小企業者、組合、任意グループ
- ・派遣上限：5回/年（ただし、特別支援枠（経営改善等への集中支援）は48時間以内で回数制限なし）
- ・派遣経費：県10/10
- ・問い合わせ先：各商工会、商工会議所

チラシ①

後継者へのバトンタッチや、後継者がいないなどのお悩みはありませんか？

あなたの事業承継をお手伝いします！

- そろそろ事業を後継者に継がせたいけど、どうすればいい？
- 後継者がいないから、廃業しかない？
- 事業を誰かに譲りたい！

...そんな経営者を支援します！ 今後の方向性を一緒に考えます!!

【支援内容】

- 事業承継や事業継続を図るためのアドバイス
- 事業承継計画の策定支援、計画実行フォロー
- 事業承継に関わる様々な課題には専門家を派遣
- 国や県の補助金、後継者の婚活支援等の情報提供
- 事業引継ぎに係るマッチング支援 など



まずは相談!!

【事業承継推進コーディネーター】

廣富 雅昭 0852-33-7481（松江商工会議所内）

【事業承継推進員】（R8.4.1時点）

氏名	駐在先	担当商工団体地区
細谷 清 小林 睦人	松江商工会議所	松江商工会議所、安来商工会議所、東出雲町商工会、まつえ北商工会、まつえ南商工会、安来市商工会
原田 徹治 小倉 敏郎	浜田商工会議所	浜田商工会議所、益田商工会議所、江津商工会議所
宮本 光夫	出雲商工会議所	出雲商工会議所、平田商工会議所
神田 良則	大田商工会議所	大田商工会議所、江津商工会議所
金森 朗	斐川町商工会	斐川町商工会、出雲商工会、雲南市商工会、奥出雲町商工会、飯南町商工会
大畑 英徳	美郷町商工会	美郷町商工会、川本町商工会、松江町商工会、銀の道商工会、邑南町商工会
堀 正博	津和野町商工会	津和野町商工会、吉賀町商工会、石中央商工会、美濃商工会、
若林 俊裕	隠岐の島町商工会	隠岐の島町商工会、隠岐商工会、西ノ島町商工会

最寄りの商工会議所・商工会へご相談ください。

担当地区に推進員を配置しています

専門的なアドバイスには専門家を派遣します

※推進員への相談は無料です

※秘密は厳守します

<商工会議所地区>

松江商工会議所 0852-23-1616
 浜田商工会議所 0855-22-3025
 出雲商工会議所 0853-25-3710
 平田商工会議所 0853-63-3211
 益田商工会議所 0856-22-0088
 大田商工会議所 0854-82-0765
 安来商工会議所 0854-22-2380
 江津商工会議所 0855-52-2268

<商工会地区>

島根県商工会連合会 0852-21-0651
 石見事務所 0855-22-3590
 又は最寄りの商工会へ

<飯南町地区>

景山 泰治 0854-76-2118（飯南町商工会）

【その他の相談窓口】

◆島根県事業承継・引継ぎ支援センター 0852-33-7501



島根県 商工労働部 中小企業課

II. 島根県事業承継支援補助金

■ 補助事業の内容

チラシ②のとおり

■ 募集期間

第1回公募（令和8年3月26日～令和8年4月24日）

以降は、奇数月の月初～月末（予算の範囲内で公募）

■ 問い合わせ先（申込先）

【補助金①】 最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団

【補助金②】 島根県事業承継・引継ぎ支援センター
島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室

チラシ②

令和8年度

島根県事業承継支援補助金

事業承継を契機とした取組等を支援します！



事業承継支援補助金とは？

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継を契機とした後継者等による新しい取組に必要な経費や、第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資等に必要経費の一部を補助します。

補助事業の内容

① 島根県事業承継新事業活動等支援補助金（後継者支援型）						
概要	対象経費	対象者	補助率		補助上限（千円）	
			法認定等+1 起業費等	法認定等+1 起業費等	法認定等+1 起業費等	法認定等+1 起業費等
事業承継を契機とした後継者等による新しい取組を支援	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費等	後継予定者（65歳未満）が決まっており、5年以内に事業承継を実施する事業承継計画を有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の事業者（代表者が承継時点で65歳未満）	1/2	2/3	1,000	2,000

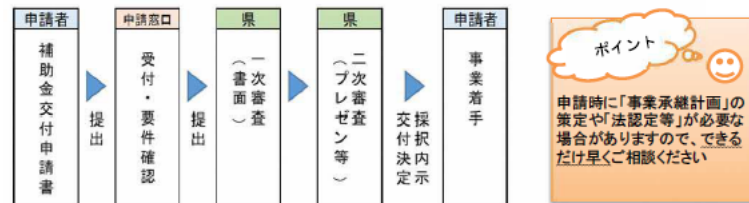
② 島根県第三者承継・統合型支援補助金					
概要	対象経費	対象者	補助率	補助上限（千円）	
				譲渡前の従業員数 3名以上	3～4名
第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資等を支援	備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費 専門家派遣経費*3	第三者から株式譲渡等により事業承継した県内中小企業者であり、継承者（譲渡先）が以下の条件を満たしていること ①県内に本店又は主たる事業所を有すること ②前項又は前々項の売上高が原則5億円以下であること ③従業員を3名以上雇用していること ④職工会もしくは県工業会等が地域に必要と認める事業であること ⑤島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること ※その他要件あり	1/2	10,000	6,000

※1「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。
※2「起業家」とは、起業創業に関するセミナー等を修了するなど、特定の要件を満たした起業家が後継者（後継予定者）である場合をいう。
※3「専門家派遣経費」は、補助金全体の10%以下かつ経営統合等の経営計画実行に必要なものに限る。

- 申請期間** 補助金①② 令和8年3月26日～令和8年4月24日【第1回公募】
以降、奇数月の月初～月末まで、予算の範囲内で4回まで公募
- 申請・相談窓口** 補助金① 最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会
しまね産業振興財団
補助金② 島根県事業承継・引継ぎ支援センター
島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室



補助事業の流れ



※交付決定となったものは、原則として「企業名」「事業名」を県HPで公表します。

詳しくは、県ホームページでご確認ください。
申請様式をダウンロードできます。

島根県事業承継新事業活動等支援補助金

検索